第2章

計画の内容



章

1 計画の基本目標

「男女がわかち合い、支えあうまち」という基本理念を踏まえた、男女共同参画社会 の実現を目指すため、次に掲げる項目を基本目標とし、施策を計画的に推進します。

〔基本目標 I 〕 あらゆる分野における女性の参画拡大

〔基本目標Ⅱ〕安心・安全な暮らしの実現

〔基本目標Ⅲ〕男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備



2 施策の体系

基本理念		基本目標		主要課題		施策の方向
	I	あらゆる分野 における女性		政策・方針決 定過程への女 性の参画拡 大*1	(1)	各種審議会等への女性の参画推進
					(2)	管理職への女性の登用推進
					(3)	組織、団体等における女性の参画 拡大
			2	雇用における 男女共同参画 の推進と仕事 と生活の調	(1)	均等な雇用の機会と待遇確保の推 進
					(2)	子育て支援の充実
		の参画拡大			(3)	多様で柔軟な働き方の推進
				和 ^{※ 1}	(4)	就業機会の確保
里			3	地域における男女共同参画	(1)	地域防災における男女共同参画の 推進
男女がわ				カ女共同参画 の推進 ^{※ 1}	(2)	地域に向けた男女共同参画の意識 向上
かわかち合い	П	安心・安全な 暮らしの実現	あらゆ	女性に対する あらゆる暴力 の防止 ^{※ 2}	(1)	各種ハラスメント、暴力(DV)、ストーカー行為、性犯罪等を許さない意識の醸成
一合					(2)	性犯罪・性暴力防止の啓発活動
l ri					(3)	被害者のための相談体制充実
す					(4)	関係機関との連携
え					(5)	被害者保護の二次被害防止
支えあうまち			2	生活上の困難 に対する支援	(1)	ひとり親家庭への生活安定への支援
ま				と環境の整備	(2)	高齢者福祉・障がい者福祉の充実
5			3	生涯を通じた 健康支援	(1)	心の健康問題への対策
					(2)	男女の健康づくりの推進
					(3)	特定健診受診率の向上
	Ш	男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤の 整備	1	男女共同参画 社会の推進	(1)	男女共同参画に関する研修への教職員の参加促進
					(2)	学校教育における男女共同参画の 理解促進
					(3)	小中学生の海外派遣による交流
					(4)	個性や能力を尊重した教育の推進
					(5)	地域に向けた男女共同参画の意識 向上

- ※1 女性活躍推進基本計画に係る項目
- ※2 DV防止基本計画に係る項目

3 施策の方向

[基本目標 I] あらゆる分野における女性の参画拡大

誰もが自らの意志に基づき、持てる力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた充実した暮らしがおくれるよう、働き方や慣行等を見直し、性別や立場の違いにかかわりなく、お互いに責任を分かち合い、協力しあいながら、様々な分野で活躍できる社会づくりを推進します。

主要課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保され、女性の参画拡大が継続的に進展するよう取組みを進め、指導的地位に占める女性の割合が上昇し、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指します。

No.	施 策 の 方 向	内容
(1)	各種審議会等への女性の参画推進	審議会等及び委員会等に占める女性の割合を向上させ、女性の参画推進を進めます。また、女性委員のいない審議会等及び 委員会等の解消に努めます。
(2)	管理職への女性の登用推進	女性の職務能力向上機会の拡大とともに、 管理職への登用を推進します。
(3)	組織、団体等における女性の参画拡大	組織、団体等における女性の参画を推進し ます。

主要課題2 雇用における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

女性が男性とともに職業上の責任を果たし、その能力を十分に発揮するため、ライフイベントに対応した多用で柔軟な働き方を可能とし、育児や介護などにおいては男性の理解を促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を目指します。

No.	施 策 の 方 向	内容
(1)	均等な雇用の機会と待遇確保の推進	男女雇用機会均等法の主旨が周知されるよう啓発に努めます。
(2)	子育て支援の充実	子育て中の保護者の多様なニーズに対応するため乳児保育、一時保育、病後児保育、放課後教室の充実を図ります。
(3)	多様で柔軟な働き方の推進	労働時間短縮等の啓発を行い、多様で柔 軟な働き方を推進します。
(4)	就業機会の確保	雇用・就業、再就職や就業訓練に関する 情報について提供を行い、就業機会の確 保を進めます。

主要課題3 地域における男女共同参画の推進

地域社会等と連携して、地域に根強い固定的な性別的役割分担意識等を解消し、 地域づくりやまちづくり、働く場などのさまざまな場面において、公正で多様性に 富んだ活力ある地域社会の構築を目指します。

No.	施策の方向	内容
(1)	地域防災における男女共同参画の推 進	自主防災組織の支援や、避難所運営にお ける女性の参画を推進します。
(2)	地域に向けた男女共同参画の意識向上	地域に向け、男女共同参画の意識を高め る機会の提供を行います。

〔基本目標Ⅱ〕安心・安全な暮らしの実現

あらゆる暴力の防止、生涯を通じた健康支援、困難な状況に置かれている者への支援 等に取り組み、すべての人の安心・安全な暮らしを実現し、個人の尊重と多様性が尊重 される社会を目指します。

主要課題1 女性に対するあらゆる暴力の防止

女性に対する暴力を防止するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための 社会環境づくりや支援者の支援体制の充実を図ります。

No.	施 策 の 方 向	内容
(1)	各種ハラスメント、暴力 (DV)、ストーカー行為、性犯罪等を許さない意識の 醸成	人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成を図るため、広報誌やホームページ等を 通じて啓発活動に努めます。
(2)	性犯罪・性暴力防止の啓発活動	啓発活動を実施し、若年層に対する性犯 罪・性暴力の未然防止に努めます。
(3)	被害者のための相談体制充実	関係機関との連携のもと、被害者の立場に 立った電話・面接による相談体制を充実さ せます。
(4)	関係機関との連携	県や関係機関と連携して、被害者に対する 緊急一時保護、救援活動、生活援助、カウ ンセリングなどの支援を行います。
(5)	被害者保護の二次被害防止	関係機関と連携のもと、DV、ストーカー 行為などの被害者の個人情報保護し、被害 者の支援を行います。

主要課題2 生活上の困難に対する支援と環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える全ての村民に支援を行うことにより、安心して暮らせるための環境整備を目指します。

No.	施 策 の 方 向	内容
(1)	ひとり親家庭への生活安定への支援	ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るための支援を行います。
(2)	高齢者福祉・障がい者福祉の充実	高齢者の健康や生きがいづくり、障がい 者が生活する上での支援を行い、安心し て暮らせる環境づくりを促進します。

主要課題3 生涯を通じた健康支援

男女それぞれに特有の病気があることや、男女が置かれた社会的背景の違いなどから性差に応じた健康支援を行います。

No.	施 策 の 方 向	内容
(1)	心の健康問題への対策	心の健康問題の重要性の理解を促進する機会を提供するとともに、関係機関と の連携の基に相談体制を充実します。
(2)	男女の健康づくりの推進	生涯を通じて男女がともに健康に過ご せる環境づくりと健康支援を行います。
(3)	特定健診受診率の向上	特定健診の受診や特定保健指導の実施 による生活習慣病等の早期発見・早期治 療を促します。

〔基本目標Ⅲ〕男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、また自立した個人として、その個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画への理解と共感を高める取り組みを推進します。

主要課題 1 男女共同参画社会の推進

男女がともに暮らしやすい社会を実現するため、男女共同参画についての理解促進を 目指します。

No.	施 策 の 方 向	内容
(1)	男女共同参画に関する研修への教職員の参加促進	小・中学校の教職員を対象とした男女共同 参画に関する研修への参加を促します。
(2)	学校教育における男女共同参画の理解 促進	村内小・中学校において、男女がお互いに 尊重しながら学びあう意識の醸成を図ります。
(3)	小・中学生の海外派遣による交流	異文化への理解を深め、国際的視野で男女 共同参画の知識を身につけるため、海外研 修を推進します。
(4)	個性や能力を尊重した教育の推進	性別に係らずリーダーを担うなど、個性の 発揮と能力向上に努めます。
(5)	地域に向けた男女共同参画の意識向上	地域に向け、男女共同参画の意識を高める 機会の提供を行います。